

入札時（見積）積算参考資料

業務名： 嶋之越地区海岸水門保守点検（機械設備）業務委託

この資料は、入札者の迅速な見積りに資するとともに、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。

1 積算基準

岩手県県土整備部
土木工事標準積算基準書(機械編)〔令和6年10月1日以降適用〕
設計業務等標準積算基準書(参考資料)取扱要領〔令和6年10月1日以降〕
国土交通省
設計業務等標準積算基準書（参考資料）〔令和6年度版〕

2 旅費交通費の積算上の基地

旅費交通費は、積算上の基地を「盛岡市」としています。

3 歩掛 点検労務費 1式

区分 \ 職種	直接人件費（人）	
	機械設備据付工	備考
全般	4.0	
扉体	4.0	
戸当り	2.0	
開閉装置	10.0	
機側操作設備	4.0	
小計	24.0	

4 派遣費（積上分）

・点検業務 盛岡市～嶋之越地区海岸
点検構成：標準点検構成員から5人体制

旅費
 $24人工 \div 5人（構成員） = 5日$ 、移動日数は往復1日
基準日額×移動日数+日当（2分の1日当）×日数

交通費
盛岡市役所～岩泉町役場の1往復+岩泉町役場～嶋之越地区海岸の5往復
ライトバン運転（往復4時間）×1回+ライトバン運転（往復1時間）×5回

派遣費
旅費+交通費

5 宿泊費（積上分）

・点検業務 盛岡市～嶋之越地区海岸
点検構成：標準点検構成員から5人体制

宿泊費（普通旅費相当分+滞在日額旅費相当分）
点検作業日数24人工÷5人（構成員）＝5日＝宿泊日数
宿泊料（普通旅費相当分）×1日+宿泊料（滞在日額旅費相当分）×4日